

東京農工大学学術機関リポジトリ運用指針

平成 25 年 7 月 1 日制定

平成 27 年 7 月 9 日改正

図書館商議会

(趣旨)

第1条 この指針は、東京農工大学（以下「本学」という。）において運用する機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用指針を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この指針において「リポジトリ」とは、本学の教育研究活動において作成された学術研究成果を電子的な形態によって収集・蓄積・保存し、インターネットを通じて学内外に無償で発信・公開することにより、本学の学術研究成果の発展に資するとともに、社会に貢献するためのシステムをいう。

(管理・運用)

第3条 リポジトリの管理・運用は、総合情報メディアセンターとの連携のもとに東京農工大学図書館（以下「図書館」という。）が行うものとする。

(登録者)

第4条 リポジトリに学術研究成果を登録できる者（以下「登録者」という。）は以下の通りとする。

- 一 本学に在籍する、または在籍したことのある教職員及び大学院生
- 二 その他、図書館長が適当と認めた者

(登録対象)

第5条 リポジトリ登録の対象となる学術研究成果は、以下の要件を満たすものとする。

- 一 学術的な研究の成果であること
- 二 登録者が作成もしくは作成に関わったもの、または本学においてその主要な部分が作成されたもの
- 三 電子的フォーマットで作成されていること
- 四 ネットワークを通じて配信できること
- 五 法令上、社会通念上及び情報セキュリティ上の問題が生じないものであること
- 六 その他、公開することについて問題が生じないものであること

(登録資料の利用)

第6条 図書館は、以下の方法により、リポジトリに登録された学術研究成果を利用する。

- 一 当該学術研究成果を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する
- 二 ネットワークを通して、前号の複製物を不特定多数の利用者に無償で公開する
- 三 保存及び利用可能性の維持のための複製・媒体変更を行う

第7条 図書館は、リポジトリに登録された学術研究成果の利用については以下のことを遵守する。

- 一 第6条に掲げた利用方法以外による利用は行わない
- 二 ネットワークを通じて学術研究成果を利用する者に対し、著作権法を遵守するよう周知する
 - ・学術研究成果の利用にあたっては、私的使用目的での複製や引用等、著作権法で定める権利制限規定の範囲内の利用については、著作権者に許諾を得る必要はない
 - ・ただし、著作権法に規定されている私的使用や引用などの範囲を超える利用を行う場合には、著作権者の許諾を得ること

(著作権と利用許諾)

第8条 登録者は、図書館に対し登録した資料の利用について著作権上の権利である複製権及び公衆送信権を無償で許諾する。

- 一 登録者がリポジトリに登録する学術研究成果には、あらかじめ他の著作権者から第6条に掲げた利用について許諾を得ていなければならない
- 二 リポジトリに登録された学術研究成果の著作権は、図書館に移転されることなく、著作権者に帰属する

(削除)

第9条 図書館は、以下の場合に、リポジトリに登録された学術研究成果を削除することができる。

- 一 登録者が、理由を付して削除の申請を行う場合
- 二 公序良俗に反する、または、盗用・剽窃による成果である、または内容が著しく不適切である等の理由により、図書館長が削除を決定した場合

(免責事項)

第10条 図書館は、第7条二号に定める事項を行った上で、リポジトリに登録された学術研究成果を利用することによって生じたいかなる損害についても、一切責任を負わないものとする。

(その他)

第 1 1 条 この指針に定めのない事項については、必要に応じて関係者間で別途協議するものとする。

附則

本指針は、平成 25 年 7 月 1 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附則

本指針は、平成 27 年 7 月 1 日から適用する。